

静岡県土砂災害防止法指定検討委員会

第5回委員会 委員会資料

平成16年2月12日

静岡県土砂災害防止法指定検討委員会

第5回委員会 参考資料

参考資料 目 次

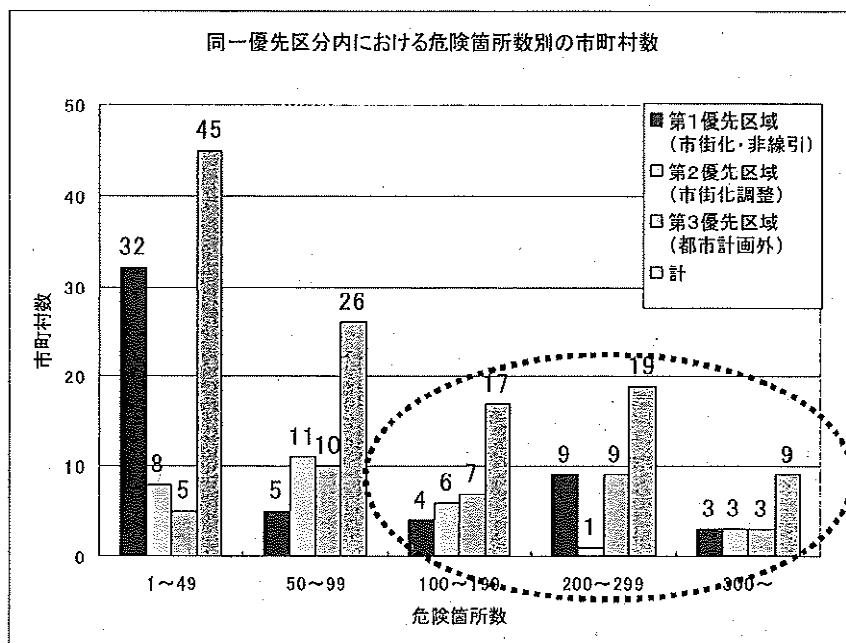
参考資料－1 静岡県土砂災害防止法指定基本計画（案）について	1
参考資料－2 地元説明会の状況について	11
参考資料－3 土砂災害防止法指定の実施計画について	14
参考資料－4 「土砂災害警戒区域における警戒避難体制整備ガイドライン」について	17
参考資料－5 特定開発行為審査手数料について	40

参考資料－3 土砂災害防止法指定の実施計画について

(1) 目的

静岡県土砂災害防止法指定基本計画（以下、「基本計画」）で定めた指定の優先方法「地域による優先区分イ」に基づいて都市計画及び市町村別に区分を行うと、同一優先区域かつ同一市町村内に 100箇所以上の危険箇所が存在する区域がある。

同一優先度となる危険箇所が相当数にのぼる場合「個別の優先区分ロ」に基づいて対象箇所を絞り込むことが困難であるため、基本計画に基づいた指定を円滑に進めるための具体的な実施計画をまとめる。



(2) 実施計画の概要

基本計画における「個別の優先区分ロ」に基づき、優先度の高い危険箇所が多い自主防災会単位で実施計画を策定する。

【実施計画策定単位の比較】

	自主防災会単位 ※自主防災会の総数 5,108 地区	危険箇所単位 ※危険箇所の総数 15,193 箇所	
指定時期	自主防災会毎では優先度が高くても、個別には優先度の低い箇所も一括して指定	△	個別の優先方法に沿って指定 ○
地元説明	同時期に一括して説明できる。	○	指定する時期毎に、説明対象者が重複する場合がある。 ×
警戒避難体制	既存の自主防災組織を活用しやすい。 ※警戒区域ごとに警戒避難体制を整備しても、同一自主防災組織内では、警戒区域ごとの体制に大きな違いは生じない。	○	指定箇所毎に、個別に定めていくため、既存の自主防災組織における警戒避難体制と整合を図りにくい ※ただし、土砂法では警戒区域ごとに警戒避難体制を整備することになっている。 ×
基礎調査	調査箇所が近接しているため効率がよい	○	調査箇所が点在するため、効率が良くない ×

(3) 実施計画策定の方法

基本計画の「地域による優先区分イ」に基づく同一優先区域内の危険箇所について、具体的な指定の実施計画を策定する。

指定の実施計画は、基本計画の「個別の優先区分ロ」に準じて優先度の高い危険箇所が多い自主防災会から優先的に指定を進めるよう計画する。

【基本計画】

2. 指定の優先方針 (3) 優先方法 ロ. 個別の優先区分より抜粋

- 「地形・地質状況」「対策工の有無」「危険箇所の規模（危険箇所内に存在する受益者の多寡）」「土砂災害の現象」等を勘案し、土砂災害の危険性の高い箇所
- 居室を有する住宅の新規立地が予想される箇所

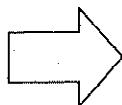
ただし、土砂災害の危険性の高い箇所と、住宅の新規立地が予想される箇所のどちらを優先させるべきかについては、関係市町村と協議を行い、地域特性を考慮するものとする。

自主防災会の選定にあたっては、土砂災害危険箇所を基本計画に基づき①土砂災害の危険性、②住宅の新規立地の観点から評価し、①土砂災害の危険性については、「地形・地質状況」、「対策工の有無」、「危険箇所の規模」の3項目について評価する。

なお、過去の災害履歴がある箇所、災害時要援護者関連施設を有する箇所等については、「地域による優先区分イとは別に優先できる箇所」として検討を行うものとする。

上記評価を参考して市町村と協議の上、優先度が高い危険箇所を多く有する自主防災会より指定を優先する計画を策定する。

個別の危険箇所の評価
①土砂災害の危険性
「地形・地質状況」
「対策工の有無」
「危険箇所の規模」
②住宅の新規立地



自主防災会毎の指定計画
個別の危険箇所評価で優先度の高い危険箇所を多く有する自主防災会より指定を進める計画を策定する。

参考3－1 指定基本計画と指定実施計画の関係図（例）

